あっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号の表示に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　（略）

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

四　第２項の後写鏡（大型特殊自動車及び小型特殊自動車に備えるものに限る。）にあっては、運行時に取付けが必要である旨を運転者が運転者席において容易に識別できるように表示しているものに限り、脱着式とすることができる。

五　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　前項第１号の自動車及び同項第２号ただし書の自動車にあっては、協定規則第166号の規則6.及び15.から17.までに定める基準。ただし、法第75条の３第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第166号の規則6.2.1.1.の規定中、記号の表示に係る基準は適用しないものとし、同規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」と、「２m未満」とあるのは「1.8m以下」と読み替えるものとする。

二　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

2　（略）

3　ペダル踏み間違い時加速抑制装置のペダルの踏み間違いの検知及び警報に係る性能等に関し、保安基準第８条第８項の告示で定める基準は、協定規則第175号の規則5.及び6.（道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な装備を有する自動車は車両前方に係る規定を除き、道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両後部に特殊な装備を有する自動車は車両後方に係る規定を除く。）に定める基準とする。

4　次に掲げるペダル踏み間違い時加速抑制装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、前項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置

三　法第75条の３第１項の規定に基づきペダル踏み間違い時加速抑制装置について型式の指定を受けた自動車に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたペダル踏み間違い時加速抑制装置又はこれに準ずる性能を有するペダル踏み間違い時加速抑制装置

あっては規則6.1.1.3.及び6.1.1.5.）並びに6.3.1.1.（記号取付に係る部分に限る。）に定める基準は適用しないものとし、協定規則第46号の規則6.1.2.2.4.2.の規定中「1200㎜」とあるのは「600㎜」と、協定規則第46号の規則6.3.1.1.の規定中「２m以上」とあるのは「1.8m超」とそれぞれ読み替えるものとする。

ロ　（略）

二　（略）

3　（略）

4　後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

5　（略）

6　保安基準第44条第６項及び第７項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等及び取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　前項第１号の自動車及び同項第２号ただし書の自動車にあっては、協定規則第166号の規則6.及び15.から17.までに定める基準

二　（略）

（原動機及び動力伝達装置）

第88条　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）